

## 第30回 北本市議会報告会

日時	令和3年7月17日（土）午前10時～正午
会場	北本市役所 3階 E・F会議室
参加者	6人
出席議員	湯沢美恵、桜井卓、村田裕子、金森すみ子、岡村有正、松島修一、高橋伸治、中村洋子、工藤日出夫、今関公美、保角美代、渡邊良太、滝瀬光一、諏訪善一良、大嶋達巳、島野和夫、岸昭二、加藤勝明、黒澤健一（議席番号順）
次第	<p>1 開会 岡村議会広報広聴委員長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナの感染拡大が続いており、昨日まん延防止等重点措置の区域も拡大された。感染拡大防止を図るため第二部を取り止めとし、報告会を短縮して行います。</li> <li>・今後とも、皆様のご意見、情報をいただきながら、議会力を高めるということで、広報広聴活動に努めてまいります。</li> </ul> <p>2 あいさつ 工藤議長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報告会も今回で30回目となった。参加者の皆さま方からのご意見をいただき、僅かずつではあるが、分かりやすい報告会になるよう改善を図っているところ。</li> <li>・5月24日の臨時会で任期後半の常任委員会が新たな委員で構成された。今回は新しい委員長・副委員長からの報告となる。</li> <li>・今日は新型コロナ感染拡大防止の観点から短縮されたものとなるが、ご理解をいただき、第一部の方で皆様方の疑問点にお答えするような報告会にしていきたい。</li> </ul> <p>3 議会報告会の進め方について</p> <p>4 【第1部】定例会の報告</p> <p>(1) 令和3年第2回臨時会の報告</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 議案等の審議概要</p> <p>(2) 令和3年第3回臨時会の報告</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 議案等の審議概要</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 議会改革特別委員会委員長報告 黒澤委員長から説明</p> <p>(3) 令和3年第2回定例会の報告</p> <p style="padding-left: 20px;">（各常任委員会等の審査概要について）</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 先議議案等の審議概要</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会の審議概要 中村副委員長から説明</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 建設経済常任委員会・予算決算常任委員会建設経済分科会の審議概要 滝瀬委員長から説明</p> <p style="padding-left: 20px;">エ 追加議案の市議概要</p> <p style="padding-left: 20px;">オ 委員会提出議案の審査概要 滝瀬委員長から説明</p>

	<p>(3) その他</p> <p>(4) 質疑応答</p> <p><del>5 【第2部】委員会ごとの意見交換会</del></p> <p>新型コロナの感染拡大が顕著なため、第2部は中止</p> <p>6 閉会</p>
司会	金森議会広報広聴委員会副委員長
質疑応答の概要	
<p>1 人目</p> <p>Q. 議会改革特別委員会の報告について</p> <p>(1) 「議会史50年特別事業」について、これは冊子か何かを作る予定なのか。体裁は豪華でなくてよいので、内容を充実したものにしていただきたい。</p> <p>(2) 「常任委員会の活性化」について、「コロナ禍により停滞していた現状を認識しつつ」とあるが、コロナ前と比較してどのように停滞したのか。</p> <p>(3) 特別委員会を全部で14回やっているが、平成31年度に書画カメラ、プロジェクターを導入し、令和2年度には電子採決システムを導入している。これらは、特別委員会で議論をされて導入されたものなのか。</p> <p>A. <u>質問(1)について</u></p> <p>(黒澤) 50年史については、具体的にどういうものを作るという提言まではしていない。特別事業をやってほしいということを提言したのみ。内容については議論をしていない。提言を受けてどうするかは、やる側が検討する。</p> <p>(工藤) まだ具体的な方向性は出していないが、特別委員会からの提言であり、重く受け止めている。媒体は、保存を考えれば基本はデジタル化が望ましいが、多くの人に読んでもらうことを考えれば冊子も否定しない。</p> <p><u>質問(2)について</u></p> <p>(工藤) コロナ禍において委員会活動が停滞しているという点について、議長から議会運営委員会に5項目を諮問しているが、その中でも委員会活動の活性化を挙げている。今までの委員会活動がもう少し進化をするように協議を進めているところ。</p> <p><u>質問(3)について</u></p> <p>(黒澤) 特別委員会では議長から諮問された議題について審査をした。書画カメラ、プロジェクター、電子採決システムについては議論をしていない。</p> <p>(滝瀬) 書画カメラ、採決システムについては、議会運営委員会で協議し、導入に踏み切った。</p> <p>2 人目</p> <p>Q. (1) 議会改革特別委員会について何をやったのか何も分からない。議員が何をやれば活性化になるのか、今何が不足しているのか。議長の諮問に対して</p>	

委員は納得して審議されたのか。どういう状況になれば活性化されたと評価できるのか。そういったことが全く分からない。今後どうやって活性化を図るのか、教えていただきたい。

- (2) 補正予算について、財源は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を見込んでいる」とあるが、これを確保できる裏付けがあるのか。すでに感染症対策については十分に予算を活用しているから、この事業に振り向けることができる余裕があると考えればよいのか。

#### 質問(1)について

A. (黒澤) 議会改革特別委員会については、議会報告会の都度報告をしている。今回の委員長報告については第14回の報告のみである。諮問内容について精査して対応し、委員の中から出てきた議題について審査をした。

(桜井) 議会改革特別委員会での第13回までの審査の内容については、これまでの議会報告会で報告した議会改革特別委員会の中間報告として説明をしている。議会改革特別委員会では議長から諮問された事項について審査をしており、主には①予算決算特別委員会の設置、②通年議会、③議会ライブ配信の3点だった。第13回まではこれらの諮問事項について審査をしており、第14回はその他についてということで、議会史50年特別事業や常任委員会の活性化について議長に提言をすることを決めたものである。

【意見】 過去の内容についてどこを見れば分かるのかをここに載せておけば改めて説明する必要もない。デジタルを活用した資料づくりをお願いする。

#### 質問(2)について

A. (中村) 新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金については、まだ申請を出している状況で決定は受けていない。7月に決定されると聞いている。これまでの対応で十分ということではないが、今回は感染予防の観点から小中学校の水栓レバーを替える工事を行うこととしたものである。

3人目

Q. 議会改革特別委員会の報告について

(1) 議会史50年の資料は誰に向けて作るものなのか。自分たちのために作るのか。

(2) 常任委員会の活性化について、今回健康福祉常任委員会が開かれなかった理由は。住民にとって健康福祉は生活に密着して一番重要なところ。委員会の開催の仕組みは。

#### 質問(1)について

A. (工藤) デジタル化され永久に保存されるもので市民の財産になる。これからのまちづくりに重要な資料になるよう形で、市民にとってできる限りわかりやすいものにしたい。

## 質問(2)について

- A. (工藤) 議案の委員会への付託は議長が行う。今回執行部から提出された議案は、健康福祉常任委員会が所管する議案がなかったため、付託しなかった。常任委員会は議案の付託がなければ委員会は開催できない。
- A. (桜井) 今の議長の説明のとおりで委員会を開催することはできなかったが、協議会を開催し、健康推進部と福祉部から重要課題について説明を受けるとともに、委員会として今後取り組むテーマについて協議、決定をした。
- Q. 議案は誰が提案するのか。議案がないこと自体が理解できない。
- A. (工藤) 議案を提出する権限があるのは、市長と議員。開会前に提案するのは市長提案の議案が中心で、これを踏まえて会議日程を組む。市長提出議案の中に健康福祉常任委員会が所管する条例や予算があれば、本会議で市長の提案説明を受けたあと、議案に対する質疑を行い、各常任委員会に付託するが、今回は健康福祉常任委員会に付託する議案がなかった。議員からも健康福祉常任委員会所管の議案が提出されていなかった。付託された議案がなくても、委員会が独自に協議会を開き、所管事務について色々と議論する、これを活発化させていこうというのが議会改革特別委員会の提言であり、議長としてこれを重く受け止め、議会運営委員会についてこれを諮問しているところである。
- 【意見】** 仕組みについてはわかったが、住民の生活がないがしろにされている印象を受けたので、市長が議案を出さなければ議員が議案を出して議論を活発化していただきたい。

## 4人目(2人目と同じ人)

- Q. 議案第35号「工事請負契約の締結について」について。契約について議会としてどのようなチェックをしているのか。契約書をきちんと確認してエビデンスを残し、将来確認できるようになっているか。議会には監査役がいる。監査をちゃんとするような仕組みになっているか。内容の報告をデジタルとして残し、将来参考にしたり、おかしい面が見つかったときにチェックしたりできるような仕組みを構築するために、どんな努力をしてきたか。承認に至るまで議会のチェック機能がちゃんと働いているのか、完成した時にちゃんと確認する仕組みを構築しているか。
- A. (工藤) 議決に当たっては、議案調査等で各会派において調査し、それを踏まえて本会議でも何名かの議員が議案質疑を行い、議決された。監査委員の監査は、一般的には工事終了後に決算の段階で行うもの。議会として適切にチェックした結果として議決されている。
- Q. 議会で議決したエビデンスは残っているのか。審査の内容を知ることができるのか。
- A. (工藤) 議会での議論は会議録に全て載っているので、それが審議の記録である。録画配信で見ることにもできる。執行部が提案した中身については、議案調査等で色々な資料を出させて、本会議の議案質疑で問題点を明らかにし、執行部が答弁をして、それに納得できれば採決するというのが手順。その手順は一つも外していない。適正に手続きに従って審議し、可決した議案である。この

議案を適切に執行するかどうかを今後執行監視するのが次の仕事。そこをご理解いただきたい。

5人目（1人目と同じ人）

Q. 第3回臨時会の所信を述べる決議について

- (1) 経過としては、動議の提出があり、成立し、決議の文章が読み上げられ、提案の趣旨説明が口頭でされた。それに対して動議に対する質疑が1名からあり、討論で反対討論が1名、賛成討論が2名からあった。電子採決により賛成多数で可決された。この時、当時の滝瀬議長が「次の休憩中に議会運営委員会を開催し、この取扱いについてご協議を願います」と述べて休憩に入った。再開後、滝瀬議長が退任して保角副議長が進行役となり、渡邊議員と工藤議員が所信を述べたいと通告した。議場では工藤議員と渡邊議員の所信が表明されたが、事務局に確認したところ、所信は休憩中に行われたもので、録画配信もされず議事録にも載らないとのこと。恐らく動議が可決された後の議会運営委員会で協議されたことと思うが、他の議員にはどうやって知らせたのか。記録に残らないとしたら、今後どうやって所信で述べたことを検証するのか。なぜ議事録に残し、録画配信をしないのか。
- (2) 議長選挙（反対討論）において指名推薦・無記名投票という言葉が出てきたが、そのような制度はあるのか。先例らしいが、議会会議規則にはそのような言葉はない。

質問(1)について

- A. (工藤) 正副議長の選挙を行うことは地方自治法に規定されているが、その選挙の方法については地方自治法に規定されていない。やり方はそれぞれの議会が考えて実施しているのが実態。最近では正副議長の選挙を行うに当たり、要綱を定めたり立候補制にしたりという議会が出てきているが、標準の規定はない。今回の動議は、あくまでも今回の正副議長選挙についてのもの。可決された後に議長から議会運営委員会でその取扱いについて協議をするよう指示され、休憩中に議会運営委員会で協議した。そこでは発言の順番や制限時間など原則的なところを決め、その後全員協議会を開き、議会運営委員会の結果が全議員に説明された。所信表明は一般的にも多くの議会で行われており、公式のものとして議事録に載せてはいない。休憩中なので議事録にも載らないし、録画配信もされないが、議場にいた議員は全員が所信表明を聴いており、表明した議員にも責任がある、重いものだと考えている。
- Q. 代表者会議や議会運営委員会は、議会基本条例で公開することになっている。条文には書いていないが、趣旨解説の中で運営上支障がない場合は公開すると書いている。傍聴を受け付ける仕組みもないのではないかと。
- A. 全員協議会の傍聴については、議長から議会運営委員会に諮問し、議会運営委員会において議論をしているところ。公開できるものとできないものの判断基準を作り、最終的に公開が決まればお知らせする。もう少しお待ちください。
- Q. 公開させるために条例を作っている。議員が運営上支障があると言え、そ

れで公開されなくなってしまうのではないか。傍聴の希望があれば受け付けるかどうかという議論をしてもらいたい。

A. (工藤) 傍聴させないために議会運営委員会で議論しているわけではない。傍聴可能とすることを前提として、その条件について議論をしている。

質問(2)について 議会報告会当日、会場での回答が漏れていたため、ここで回答します。

A. 議提第5号「北本市議会正副議長選挙に際し所信を述べる決議」の反対討論において、黒澤議員が「議会人事に関して代表者会議を通じて議論の集約を図り、大方の方向として指名推薦無記名投票とし、今回の所信表明はしないとの要約に至ったと理解している。」と発言しています。これは、議会人事は指名推薦又は(単記)無記名投票が基本であり、立候補制とも言える所信表明は馴染まないという主旨での発言であり、「指名推薦」と「無記名投票」は別個のものです。

Q. 議会だよりの議決の結果一覧の表示が変わり「棄権」がなくなった。今回から「除斥」と「退席」を区別するようになった。「除斥」については欄外に説明文を入れた方がよい。「棄権」について以前に文書で確認したところ、議場に残って賛否を明らかにしないことという回答を得たが、そんなことはあるのか。

A. (工藤) 電子採決システム導入前は、議長が賛成の者の挙手又は起立を求めた場合には、挙手又は起立をしなければ反対となる。電子採決システムの場合には、議場に残っていて賛否いずれかのボタンを押さない場合には議長として表決に参加するように求める。議員は賛否(議決)を判断することが最も重要な職責。議場にいて賛否を明らかにしないことはできない。つまり「棄権」はない。議会だよりの凡例にあったが、実際に使ったこともないので「棄権」を凡例から削除した。

#### アンケート結果

◆有効回答 0件